

建設経済の最新情報ファイル

**RICE** monthly

RESEARCH INSTITUTE OF  
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 112

1998 6

CONTENTS

I. 最近の韓国建設市場の動向 (その4・最終回)	.....	1
II. 建設関連産業の動向 ー広告ー	.....	8
III. フランスの公共契約と35時間労働法案に関する動き ーモニター誌からー	.....	12
IV. 米国事務所から ー連邦政府建設投資支出額と助成金支出額についてー	.....	17



財団 建設経済研究所  
法人

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル7F  
TEL:(03)3433-5011 FAX:(03)3433-5239  
URL:<http://www.rice.or.jp>

保存用

## I. 最近の韓国建設市場動向(その4・最終報告)

韓国建設産業研究院(CERIK)が、1997年12月にまとめた「IMF時代の建設産業：その影響と対応動向」のレポートから、最終報告として今回は「建設労働と不動産産業」についての内容を報告する。

### 1. 建設労働

#### 1.1 受給

低成長と労働市場の柔軟性が高まることによって建設市場に対する潜在的労働供給が急増する見込みであり、これによって建設業の就・離職率もまた変化があることと予想される。1997年上半期中の常用雇用労働力を中心とした建設業の就・離職超過率は $-0.41\%$ で製造業やコンピューター業界の平均より高い水準を記録し、特に技術・専門職の場合は超過率が $-1.24\%$ で高い。量的な側面で失業率の上昇は建設労働力の受給に肯定的な影響を与え、特に他産業での代替雇用が難しいため離職率は大きく減少すると思われる。しかし、質的な側面では建設労働に対する選好度が低く、金融業と製造業などの事務職労働力が建設業の技術・専門職へ移動するには限界があるだろう。

従って、全般的に見ると建設業に対する潜在就職者は大幅に増加しても、有効就職は大きな変化を見せないだろうが、離職者の数が減少するにつれ実際の労働供給は増加する見込みである。建設業の雇用構造上、単純労働者(45.5%)を含む労働力が建設業従事者全体の79.9%を占めているが、製造業技術・専門職の失業率増加は非熟練労働力の供給に大きく寄与すると思われる。反面、熟練労働力の場合、養成又は転職訓練期間を考えると、短期的には有効供給の増大を期待できない。

建設投資の減少と建設産業の構造調整により建設労働力需要もまた減少する見込みである。建設投資が1%下落すると1万2,500人の需要減少効果があるため、1998年実質建設投資の減少率15~16%(名目基準約10%減少、物価上昇5~6%)を適用すると、建設労働力需要は19~20万人減少する。従って累積された労働力の不足を考えても、1998年には建設労働力難が大きく解消される見込みである。しかし、熟練工は養成及び訓練期間が所要されるため当分の間超過需要現象を見せられると思われる。

国内労働力の受給条件がよくなるとしても、海外労働力の輸入(今年2,500名予定)は会社の要請により多少減少した水準で維持されると予想される。海外労働力に対する需要は国内労働力の供給不足だけでなく、海外建設での再活用と人件費節減の効果があるためである。

表1 常用勤労者の労働移動実態(1997年上半期中) (単位：%)

	建設業			製造業			全産業
	技術・専門職	事務職		技術・専門職	事務職		
就職率	4.51	2.48	2.85	2.84	2.36	2.66	2.58
離職率	5.75	2.70	3.26	3.43	2.68	3.14	2.90
就・離職超過率	-1.24	-0.22	-0.41	-0.59	-0.32	-0.48	-0.32

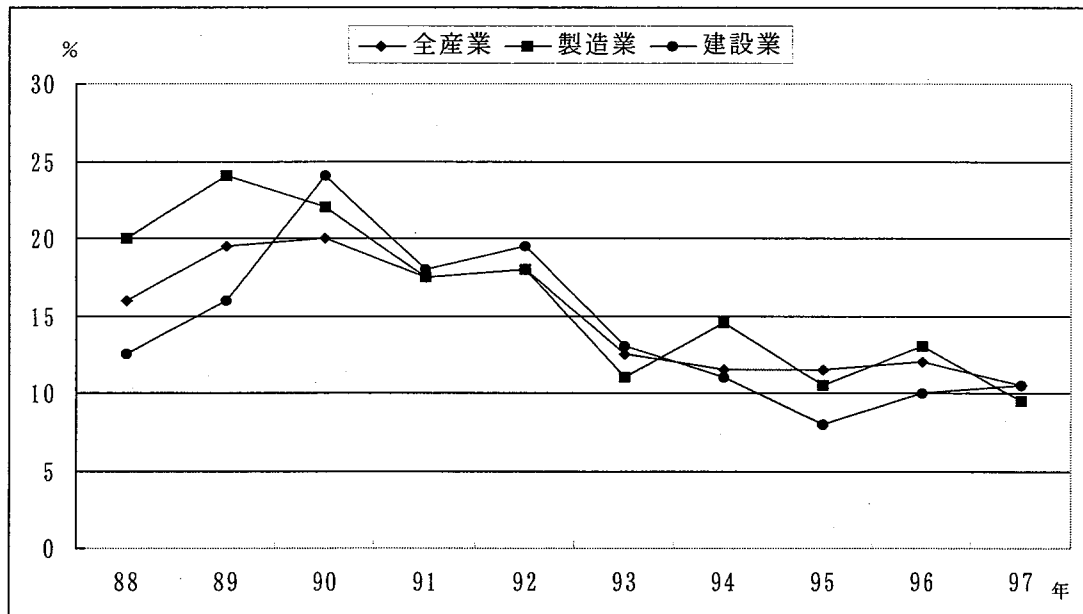
資料：「毎月労働統計報告書」労働部，1997.06

### 1.2 賃金

過去10年間のコンピュータ業界における賃金増加率は名目GDP増加率を追い越したが、1998年には失業率の増加で賃金水準が凍結ないし下落すると予想される。

建設労働力の賃金上昇率もまたコンピュータ業及び製造業と類似した傾向を見せており、1998年の建設労働力の賃金は停滞ないし下落する見込みである。

図1 産業別労働賃金上昇率推移



## 2. 不動産

### 2.1 概観

経済成長率の鈍化は不動産景気を萎縮させ不動産価格下落要因として活用されるようになる。政府部門の財政支出縮小で SOC 投資が萎縮され、企業は商業及び工業用不動産需要が減退し、家計もまた可処分所得増加の鈍化で住宅需要現象が現れる見込みである。

金融部門の場合通貨増加率の縮小は価格上昇要因を取除くことにより不動産価格の下落要因として作用するだろう。しかし、高金利は“民間資金需要萎縮→不動産景気後退→不動産価格下落”の流れを誘導する反面、“建設費用引上げ→不動産価格上昇”の流れもまた誘導することになる。そして、物価安定は不動産価格の安定に至大な影響を及ぼすが、高金利下での高い物価上昇率は換物心理を刺激し、不動産価格の上昇要因として作用する。

表2 マクロ変数の不動産価格に対する影響

マクロ変数	方向	影響	不動産価格
成長率	低成長	不動産萎縮	下落要因
財政支出	縮小	SOC 投資減縮	下落要因
租税	増大	民間需要萎縮	下落要因
内需	縮小	民間需要萎縮	下落要因
通貨増加率	縮小	物価安定	下落要因
金利	高金利	民間需要萎縮、建設費用増加	下落、上昇要因
為替	安定	輸入材価格安定	下落要因
物価	抑制	換物心理抑制	下落要因
失業	増加	民間需要萎縮	下落要因

### 2.2 土地

全国の地価上昇率は 1990 年の 20.58% と 1991 年の 12.78% を峠に 1992 年には -1.27% と 1993 年には -7.38% に下向安定を見せており、1997 年に入っても第 3 四半期までの累計で 0.48% 上昇し 6 年続けて安定基調を見せている。しかし最近、開発事業の進行地域と開発可能性が高い地域及び開発制限区域などの一部地域で地価上昇現象が発生しており、地域別では緑地地域と非都市地域が、そして地目別では田・畑が相対的に高い上昇率を見せた。

景気低迷と不渡により、企業が保有した不動産の売却で大型売物の価格は暴落すると予想される。1996 年末現在、公示地価を基準にした 30 の大グループが所有する土地の総額は全国土地価額の 4.1% に該当する 67 兆 1,000 億で、年初から続いた不渡事態により企業等が出した不動産の規模だけでも 20~30 兆ウォンと推定され、減量経営のための売物まで含むと、その規模はさらに大きいものと判断される。こういった傾向は 1998 年上半期中も続くとみられ、これにより現在の市価より大幅に下げても買収者が現れない状況である。

都心の小規模開発対象地の場合、投資心理の萎縮で分譲が不透明になり下落の方に回ると予想される。特に高金利により既存の進行中の再開発と再建築が中断危機を迎えることになり、新規事業の展開は事実上不可能になり、結果的にこういった土地価格の暴落が予想される。

反面、首都圏の住宅地は宅地難と低い住宅普及率等により、田園住宅とアパート新築が可能な林野及び田・畑など準農林地の価格は 1998 年下半期以降、中長期的に上昇する可能性がある。しかし、短期的には住宅会社等が新規宅地の買入れを中断し、既存から保有した宅地もまた着工を留保するか返還する可能性が高いため、1998 年上半期中には下落すると予想される。(1996 年末現在、住宅建設会社保有未分譲住宅及び宅地は 12 兆 5,680 億ウオンの規模である。)

地方の場合、大型国債事業が進行される地域では周辺地価が上昇する傾向を見せてきたが、今後 SOC 投資の現象でこういった事業が縮小または延期され、高速電鉄駅舎及び主要開発予定地周辺の土地価格は下落すると思われる。

表 3 最近の地価変動推移 (単位：%)

		1994年	1995年	1996年	1997年(1~9月)
全国平均		0.95	0.55	-0.57	0.48
地域別	住居地域	0.71	0.30	-0.78	0.37
	商業地域	0.80	0.37	-0.47	0.36
	工業地域	0.76	0.76	-0.30	0.28
	緑地地域	1.46	0.88	-0.30	0.77
	非都市地域	1.44	1.10	-0.38	0.83
地目別	田	1.93	1.68	0.37	0.98
	畑	1.84	1.21	-0.12	0.95
	住居用	0.83	0.43	-0.67	0.43
	商業用	0.70	0.28	-0.70	0.34
	林野	0.43	-0.16	-1.6	0.42
	工場用地	0.86	0.86	-0.08	0.29
	その他	1.31	0.87	-1.32	0.45

資料：「1997年第3四半期地価動向調査発表」建設交通部, 1997.10

## 2. 3住宅

住宅価格は 1990 年以降下落し続けたが 1996 年から小幅上昇している。住宅形態別に戸建住宅と長屋住宅は下落・停滞が続く反面、マンションは 1996 年から新都市マンションを中心に上昇しており、こういったマンション価格の上昇は、大型マンションを好むソウル地域の小型マンション所有者達が住居条件が改善された新都市地域に大勢移住するため発生している。

1997 年 11 月にマンションの価格は下落し、IMF 救済金融以降下落幅が大きくなりつつある。マンション価格の場合、賃貸値は 10 月末から、そして売買値は 11 月末からオフシーズンに入り、価格が下落し始めるのが一般的である。IMF 救済金融以降価格の下

落幅が大きくなり、特にソウル地域の下落が目立っている。大きさ別では小型マンションの下落率が相対的に大きく現れているが、(ソウル地域 15 坪以下 -1.68%、16~25 坪 -0.43%) これは IMF 時代に入り再建築事業の推進に苦労があるものと予想されるためである。

表4 最近の住宅価格変動推移 (単位：%)

	1994年	1995年	1996年	1997年(1~9月)
全 国	-0.1	-0.2	1.5	2.7
戸建て	-0.7	-0.7	-0.2	0.1
アパート	-0.1	-0.2	0.5	1.3
マンション	0.7	0.7	3.5	5.5

資料：「住宅金融」韓国住宅銀行，1997.10

表5 最近のマンション価格変動推移 (単位：%)

調査時点	1997.10.23~24		1997.11.10~11		1997.11.24~25		1997.12.09~10	
	売買価格	賃貸価格	売買価格	賃貸価格	売買価格	賃貸価格	売買価格	賃貸価格
全 国	0.25	-0.24	0.02	0.59	-0.06	-0.56	-0.29	-0.35
首都圏	0.14	-0.46	-0.02	-1.15	-0.07	-0.7	-0.32	-0.66
ソウル	0.35	-0.09	0.05	-0.41	0.09	-0.44	-0.26	-0.31
新都市	0.21	-0.59	-0.16	-0.78	-0.44	-1.03	-0.39	-0.72
地 方	-0.1	-0.49	-0.1	-1.15	-0.33	-0.68	-0.23	-0.35

資料：「不動産バンク」(株)情報省、各号

表6 住宅普及率、住宅建設、未分譲実態 (単位：%、戸)

年 度	住宅普及率	住宅建設実績 <sup>1)</sup>		未分譲 <sup>2)</sup>	
	1995年	1996年	1997年(1~10月)	1996年12月	1997年9月
全 国	86.0	592,132	463,765(5.1)	109,637	83,661[23.7]
首都圏	76.7	271,927	177,083(-10.8)	23,895	12,521[47.6]
ソウル	68.0	104,801	55,311(-29.1)	1,408	464[67.0]
仁川	89.9	27,232	16,720(-7.3)	4,911	1,866[62.0]
京畿	84.3	139,894	105,052(2.5)	17,576	10,191[42.0]
地 方	93.6	320,205	286,682(18.1)	85,742	71,140[17.0]

注1)：( )内は、住宅建設実績より1997年10月までの前年同期比の増減率である。

注2)：[ ]内は、年末対比 1997年9月現在で増減率を表示した。

資料：「住宅金融」韓国住宅銀行、1997.10

一方、全国の未分譲マンションは1995年に15万2,313戸を記録してからは、1997年

9月現在では8万3,661戸に減少し、未分譲は地方に所在する小型マンションが主なものとなっている。

住宅普及率は1995年現在、全国の平均値が86%であるが、首都圏地域は76.7%、そしてソウル地域は68%に過ぎない。

IMF 救済金融以降不動産景気の低迷が予想されるにもかかわらず、住宅価格は暴落するどころか横這いになる見込みである。景気悪化と購買力萎縮、そして心理的圧迫で売買値は12月中に2~3%下落すると予想されるが、住宅普及率が低い首都圏地域では価格下落が長期化しないと思われる。賃貸の場合1998年は1990年から適用され始めた「賃貸借保護法」上の賃貸期間2年の更新年度であるため上昇圧力を受けるとと思われる。

住宅供給量は持続的に減少すると予想される。まず、公共部門の住居用建築が萎縮され始めてから公営開発による宅地開発が大幅に減少し、民間部門もまた分譲可能性が不透明になり宅地保有による金利負担が増加するため、宅地の買入れが難しくなり、宅地難が深刻化すると考えられる。ソウルの場合、現在再開発と再建築事業を通じたマンションの供給が大部分を占めているが、先行投資される移住費支給が高金利のため負担が増加し、事業がうまく運ばない状況である。

既存の住宅の場合もまた住宅融資に対する貸出しの回収措置や金利引上げで所有に対する負担が増加し、住宅売物が増加する可能性がある。しかし、韓国では、住宅融資が住宅価格の中で占める割合が高くないので(1996年現在価格に比べ既存の住宅は15.8%、新規住宅は21.5%である。)売物が発生する可能性は大きくない。

## 2.4 事務所ビル

事務所ビルは景気低迷を不渡の余波で売物が溢れ、規模と関係なく売買値と、賃貸値が下落する傾向である。ソウルの江南地域の場合、大型ビルの空室率が1997年初めには4~5%程度だったが、11月には12~13%に増加し、IMF 救済金融以降には15%水準まで高くなるにつれ賃貸料もまた横這いの状態であり、売買はほぼ行われぬのが実情である。小型ビルの場合、不況の間事務所需要が大型から小型へと転換することによる反射現象があったが、最近には中小企業の不渡が増加し、空室率が増加傾向を見せ賃貸料が下落している。

こういった傾向はIMF 救済金融以降加速する見込みである。特に、大型ビルは需要不足で売買と賃貸価格が暴落し、空室率は1998年上半期中20%を上回る見込みである。

## 2.5 商業地域

商業地域は既に景気低迷により価格が大きく下落している。ソウルと京畿の首都圏地域では近隣商業地域<sup>註)</sup>の競売平均落札率(落札値/鑑定値)が1月の78.2%から10月には70.2%に下落し、現在売買値は分譲値以下に形成されている。

商店街に影響を及ぼす要因は一般景気、不動産景気、流通の流れといえるが、この中で

一般景気と不動産景気が大きく沈んだ結果で、特に IMF 救済金融以降には消費心理が極度に萎縮され売上げが激減するなど流通の流れも決定的な打撃を与えることだろう。

今後商業地域の急激な価格下落の傾向は持続すると予想されるが、特に大型ディスカウント・ショップとデパート等が大きな打撃を受け 1998 年上半期中にはこれらの新規大型店舗の新築が中断ないしは先送りされる見込みである。

注) 韓国において、商業地域は 4 つに分けられており、それらは中心商業地域、一般商業地域、近隣商業地域、流通商業地域である。

(担当：下川)

---

謝辞：「IMF 時代の建設産業：その影響と対応動向」の報告書を提供していただいた韓国建設産業研究院（CERIK）安相景氏と、翻訳にあたり多大なご尽力を頂いた株式会社大宇東京支店洪箕杓次長並びにスタッフの皆様に感謝の意を表します。



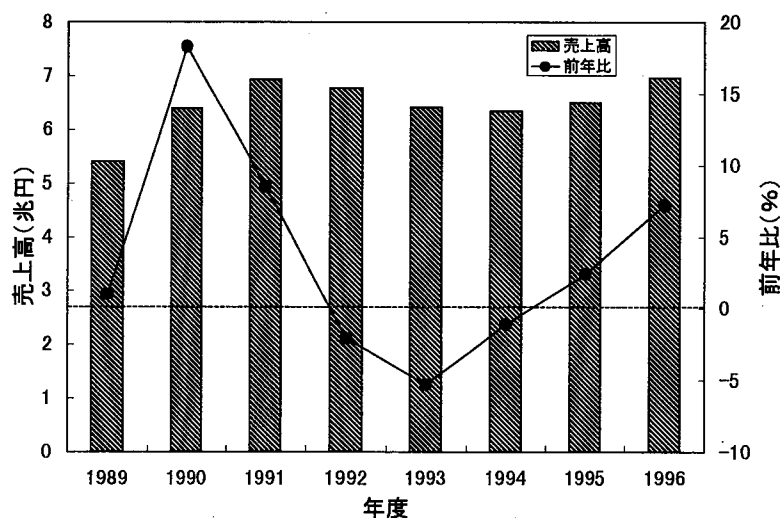
## Ⅱ. 建設関連産業の動向 — 広告 —

広告は、新聞・雑誌・テレビ・ラジオや、屋外広告・ダイレクトメールなどの媒体により、特定・不特定多数の人々を対象に、広告主である企業の営業活動をPRし、販売促進を図る手段である。その売上高は広告主の業績や景気動向を敏感に反映して増減する傾向がみられる。建設業においては、マンション・住宅建設など、民間建築を中心とした建設会社あるいは住宅メーカー・不動産業者の業績を間接的に表す指標であるといえよう。

### 1. 年間売上高の推移

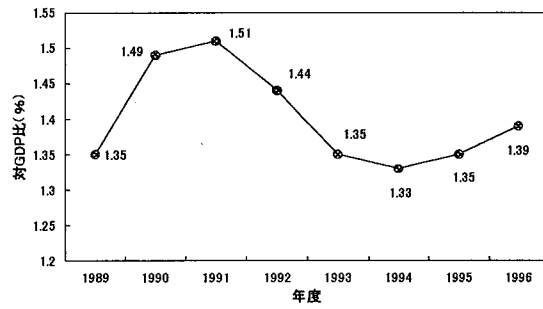
広告業の年間売上高は、景気動向を敏感に反映している。いわゆるバブル期においては、広告業の売上高は右肩上がりの数字を示し、1990年においては対前年比18%という非常に高い伸びを示していた。その後、景気の停滞により、1992年～1994年の間は前年比マイナスに転じたが、1995年からは再び増加傾向となり、1996年には過去最高の売上高を記録した。1997年度の年間売上高はさらに伸びて7兆4000億円程度であると推定される。

対GDP比においてはこの傾向がさらに顕著であり、好況時には対GDP比が増大する（＝GDPの伸び率を上回る）傾向がみられる。これは逆に景気の停滞局面においては企業の広告費が削減されることも如実に示しているといえる。



出典：通産省「特定サービス産業実態調査報告書・広告業編」

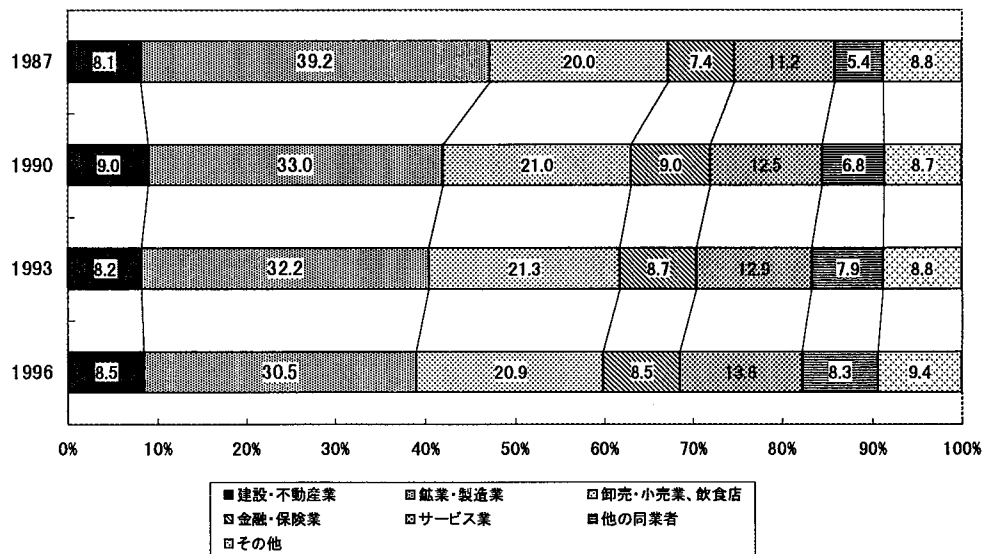
図1 年間売上高の推移



出典：通産省「特定サービス産業実態調査報告書・広告業編」

図-2 広告業売上高の対GDP比の推移

契約先産業別にみると、建設業および不動産業は、概ね全売上高の8～9%を占めている(1996年度の売上高は約5949億円)が、これも好況時においては比率が若干上がっていた傾向が窺える。

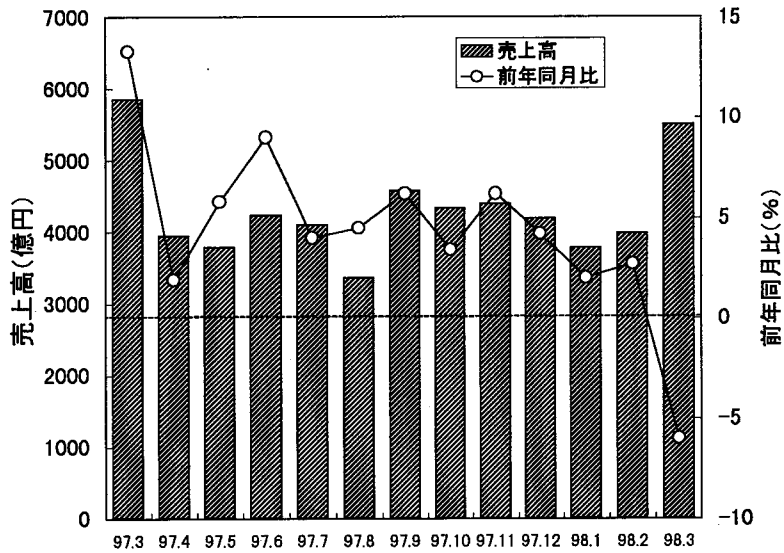


出典：通産省「特定サービス産業実態調査報告書・広告業編」

図-3 契約先産業別年間売上高構成比の推移

## 2. 最近の月間売上高の推移

1998年3月における広告業の売上高（全国総売上高の7割をカバーする上位業者ベース）は約5500億円で、対前年同月比ベースにおいては3年9ヶ月ぶりに減少となった。原因としては、前年同月においては消費税率引き上げ前の駆け込み需要があったことによる反動が考えられるが、徐々に景気停滞局面に入ってきたことで企業の広告費が削減傾向にあることも一因であると思われる、今後の動向が注目されるところである。



出典：通産省「特定サービス産業実態統計月報」

図-4 最近の売上高の推移

### 3. 今後の見通し

広告業全体の見通しについては、経企庁の5月の「産業動向」では「底堅く推移」としているが、一方で業者自身による業況判断をしめす予測D I（「上昇」－「低下」）は今年1－3月期においてほとんどの業種についてマイナスとなるなど、悲観的な見方もある。

建設業・不動産業関連の受注に関しては、予測D Iが1997年1～3月期以降、5四半期連続でマイナスとなっている。この間、新規住宅着工戸数は1998年3月まで前年同月比は15ヵ月連続の減少を続けており、広告業界ではこの分野での今後の受注に関しては、現状ではあまり明るい見通しを持っていないといえよう。

表－1 売上見通し(企業の業況判断)の推移

相手先	見通し	企業数構成比(%)、D Iは%ポイント(前期末調査)					
		1996年 10-12	1997年 1-3	1997年 4-6	1997年 7-9	1997年 10-12	1998年 1-3
全体	上昇(A)	36.2	30.8	25.9	26.1	15.9	10.0
	横ばい	56.9	55.8	59.3	66.7	69.6	62.9
	低下(B)	6.9	13.5	14.8	7.2	14.5	27.1
	D I(A-B)	29.3	17.3	11.1	18.9	1.4	▲17.1
建設・不動産	上昇(A)	26.0	2.3	9.1	6.7	3.3	3.2
	横ばい	54.0	55.8	47.7	56.7	50.0	40.3
	低下(B)	20.0	41.9	43.2	36.7	46.7	56.5
	D I(A-B)	6.0	▲31.9	▲34.1	▲30.0	▲36.7	▲53.3
食品・飲料	上昇(A)	19.1	27.5	37.2	40.0	22.0	16.7
	横ばい	72.3	67.5	58.1	58.3	66.1	68.3
	低下(B)	8.5	5.0	4.7	1.7	11.9	15.0
	D I(A-B)	10.6	22.5	32.5	38.3	10.1	1.7
電気機器	上昇(A)	26.7	27.5	27.5	23.2	20.0	11.9
	横ばい	57.8	62.5	65.0	71.4	65.5	59.3
	低下(B)	15.6	10.0	7.5	5.4	14.5	28.8
	D I(A-B)	11.1	17.5	20.0	17.8	5.5	▲16.9
卸売・小売	上昇(A)	30.6	19.0	16.7	21.4	12.3	7.8
	横ばい	59.2	64.3	66.7	64.3	64.9	57.8
	低下(B)	10.2	16.7	16.7	14.3	22.8	34.4
	D I(A-B)	20.4	2.3	0.0	7.1	▲10.5	▲26.6
金融・保険	上昇(A)	17.8	9.8	11.9	20.3	5.6	11.7
	横ばい	60.0	58.5	64.3	62.7	53.7	45.0
	低下(B)	22.2	31.7	23.8	16.9	40.7	43.3
	D I(A-B)	▲4.4	▲21.9	▲11.9	3.4	▲35.1	▲31.6
個人サービス・娯楽	上昇(A)	32.0	27.9	26.8	25.4	16.7	7.9
	横ばい	52.0	62.8	65.9	66.1	73.3	66.7
	低下(B)	16.0	9.3	7.3	8.5	10.0	25.4
	D I(A-B)	16.0	18.6	19.5	16.9	6.7	▲17.5

出典：通産省「特定サービス産業実態統計月報」

(担当：今西)

### Ⅲ. フランスの公共契約と 35 時間労働法案に関する動き —モニター誌記事から—

本稿は、モニター誌の記事から、フランス国内における「公共契約法典改正の動き」や「公共契約一般」について、また「公共事業の動向」と「35 時間労働」法案をめぐるフランスとイタリアの動向について、関連した記事を紹介する。

#### 1. 契約法典改正に関しての動きから

○EC委員会の慎重な取り組み姿勢、グリーンペーパーに対する各国の意見書を受けて、公共契約に関する今後5ヶ年を見通した新たな政策構築に着手(No.4921、98.3.20号、P77)

「公共契約は少数の特定の業者の手に渡されるには、余りにも大きなヨーロッパ経済の根幹をなす分野である。」これは、EC委員会の常套句になっているものである。去る3月11日に出されたEC委員会のコミュニケの中でも、7,200億ECUに達する域内公共契約市場の重要性を忘れずに指摘しているが、同時に、いくつかの加盟国がEC指令の国内法への移し入れに熱心でないことに言及している。

96年11月に公表したECの公共契約に関するグリーンペーパーに対して各国から提出された300にのぼる意見書を検討した結果、EC委員会は、今後の5ヶ年を見通した公共契約に関する新たなダイナミックな政策の構築に取り組もうとしている。今後の方向として挙げられるのは、法規を簡素化し、しばしば変更する必要が生じないような安定的なものにすること、そして法規の明確性が不十分な場合及び規定を緩和する必要がある場合にのみ法規の変更を行うことである。

具体的には、まず今年末までに、EC委員会は、加盟各国において有効な競争が行われるという条件の下で、水・エネルギー・交通・通信分野の事業者が締結する契約に関するEC指令93/38の適用除外について提示する。

「競争的対話」と名付けられる新しい手続きが、とくに高度な技術を結集しなければならないような公共契約の締結に際して用いられるものとして提案される予定である。

しかし同時に、EC委員会は、営業特許及び公的機関と民間企業のパートナーシップのその他の形態に対応した法的枠組みを提示することも意図している。

また、EC委員会は、新しい電子メディアを活用した公共契約の透明性の向上を図ることにしている。例えば、各種約款書のインターネットでの検索、EC官報付録に掲載される募集公告のCD-ROM版の提供等である。

#### 2. 公共契約一般の動きから

○提案募集が募集の条件を満たす札が無かったために「不発」に終わった場合に、安易に交渉方式の手続きで処理できるとは限らない(No.4921、98.3.20号、P77)

提案募集が募集の条件を満たす札が無かったために「不発」に終わり、交渉方式で契約を締結するというケースは非常に多く、そのようなケースが過半を占める施主がかなりある。公共契約法典第 300 条の 2 に基づいて、募集し審査した結果、落札するに足りる札が無く、「不発」を宣言することが正当化できる場合には、このような処理を行うことができるが、実際このようなケースがこれだけ多いということは、法典第 300 条の 2 を濫用しているのではないかと想像させるものがある。

国務院は、97 年 12 月 29 日の判決において、提案募集の際の予定価格が低く設定され過ぎていたために不発に終わったケースについて、発注者側の責任を認め、交渉方式で締結した契約を取り消した。

予定価格が適正でなかったことによる不発のケースについての先行する下級審の判例として、94 年 6 月 16 日のヴェルサイユ地方行政裁判所の判決及び 96 年 3 月 26 日のクレルモン・フェラン地方行政裁判所の判決がある。

今回の国務院判決の事件の概要は、次のようなものである。

イル・ド・フランスのセヌ・エ・マルヌ県の OPAC（建設整備公社）のひとつであるモー市所在の「OPAC モー」が行った一般（公開）提案募集の結果、最低価格の札でも予低価格を 70%以上上回る価格であったので、この提案募集は「不発」であったとして、交渉方式である業者と契約したが、その契約価格は当初の予定価格を 47%上回った価格であった。県知事の事後の監督権限に基づいて、セヌ・エ・マルヌ県知事がこの公共契約の取り消しの訴えを起こした。この件は 1 審の地方行政裁判所では、県知事の訴えが却下されたので、国務院に上告された。

本件の場合、提案募集は最初から契約締結に至る途を閉ざされた形で行われたものであり、本件の事業を見直した上で、再度提案募集にかけるべきであるというのが、国務院の判断である。カトリーヌ・ベルジュアル政府委員の論告によれば、本件の予定価格が非現実的なのは、応募者全ての札が予定価格を上回ったからではなく、「解消しがたい懸隔」がそこにあるからである。

しかし、今回の国務院判決では、本件のような提案募集の不発の場合の処理に当たって、「手続きの剽窃」があったかどうか（つまりその動機）を詮索する必要はなく、予定価格の水準が不発宣言のあと交渉方式を進めることを禁じてよいほど十分非現実的であるかどうかを確認できれば足りるとしているのである。

また、かかる非現実的な予定価格が正当な推計によるものであるという確信の下に示されたものであるかどうかとか、施主以外の者の責に帰せられるものであるかどうかとかは関知しないのである。

これらの点は、国務院が今後のこの種の裁判の方向を示したものとして確固たる判例となるものである。

### 3. 公共事業の動きから

#### ○「フランス流」営業特許方式での高速道路整備の終焉(No.4909、97.12.26 号、P17)

元老院議員のジャック・ウーダン氏は、12月18日、「高速道路政策の将来」というシンポジウムを開催したが、その背景には、「バラデュール活性化計画」で予定されている総額1,400億フランの高速道路計画の約70%はすでに「乗りかかった船」であり、2002年には完成することになっているが、それ以上に新規に営業特許方式で高速道路を建設することができるであろうかという懐疑があるのである。98年1月から適用となるECの公共工事に関する指令は、高速道路の営業特許システムの死を示唆している。道は2つしかない。営業特許会社間の負担の均等化と営業特許期間の延長である。この営業特許のシステムは、次の3つの点から競争を損なうものと現在では考えられている。

- ・混合経済会社（SEM）に対して認められている付加価値税の減額措置は廃止されることになっているが、これは高速道路のコストを上昇させることになる。（ここ3年間で高速道路のコストはすでに50%上昇している。）
- ・営業特許会社間の負担の均等化という手段は、ほとんど利益の上がらない新参の会社をすでに償却を終わったような既存の会社に寄り掛からせることになるものであり、次第に不可能な手段になりつつある。
- ・混合経済社会（SEM）で行われている不当な会計手法の最たるものである「負債の繰り延べ」は、営業特許の期間が終了するときまで赤字を持ち越すことを認めるものであるが、この手段ももはや講じられなくなる。

料金収入が建設費の40~50%しかカバーしない場合、不文律として補助金を交付することになっているが、98年以降、国と地方公共団体はこの不文律の補助金を支出しなければならない事態となっており、またモノ要りなことである。唯一の慰めは、お隣のイタリアやスペインがフランスよりも金持ちということはないということだけである。

#### ○法廷で喚問されることになりそうな営業特許契約の数々と建設業界への波紋(No.4918、98.2.27 号、P22~23)

2月6日及び2月29日の国務院判決は、民活路線によるA-14号線やマルセーユのプラド・カレナージュ・トンネル等の純民間企業への営業特許事業だけでなく、「バラデュール活性化計画」により混合経済会社に営業特許されている約1,000kmに及ぶ高速道路の営業特許契約やさらに高速道路以外の水道事業、公共交通事業、廃棄物処理事業などの営業特許契約に関係している建設会社に大きな重荷を負わせることになる。こうして300~500億フランの営業特許契約が脅威に晒されているのである。

プイグの公共事業部長であるミシェル・コート氏は、リヨン北部外郭高速道路会社に関する判決について、「私は国務院がEC指令の公告義務を理由にするとは思いませんでした。道路管理会社の解散によって108人の雇用者を失った。リヨン都市共同体は、いずれ新しい管理者を雇うことになるだろうが、道路管理のコストは年間8,000万フランかかり、35億フラン投資を償

却していかなければならず、16 フランだった料金を 10 フランに引き下げたため、新たな借金と増税で対処することになる。第 2 トンネルはまだ全体の 2 割程度、約 4 億フランの工事が残っており、コンソーシアムが引き継ぎたいと交渉しているが、他の企業グループの手に渡りそうである。」と語っている。

A-86 号線に関する判決について、ジャン＝クロード・ゲイソー建設大臣は、判決当日、「A-86 号線の貫通は、イル・ド・フランスにおける最重要課題である。国務院の判決は、コフィルートへの営業特許を問題にしているだけであって、路線計画や事業の公益認定などを問題にしているわけではないので、A-86 号線の完成自体を妨げるものではない。」

と語っている。建設省は、さっそく土木審議会に今後の対応のための法律問題と工事中断に伴う現場の安全確保対策について諮問している。コフィルートが受け持っていた工事は、120 億フラン（98 年価格）の工事で、96 年 11 月に着工し、2003 年に完成予定であった。これまでに 10 億フランの工事が実施されており、これ以外に、あと 3 ヶ月以内には引き渡される予定だった 4 億フラン相当のトンネル工事が進行中であった。

今回の事態は、コフィルートの株式の 33%を保有している GTM（スエズ・リヨネーズ・デ・ゾーの子会社）や 16%を保有しているコラス（ブイグ・グループ）の業績に悪影響を与えることは言うまでもないが、コフィルートに関係していない SGE やエファージュ・グループの最近時の成績が赤字になってしまったことを知れば、国務院判決の影響の大きさをもっと正確に推測することができよう。

しかし、国が A-86 号線も含めてプロジェクトをあらためてヨーロッパ的規模で公告を出して募集することになるであろうから、高速道路に係わる民間企業は全く希望をなくしているわけではない。

#### 4. 「35 時間労働」法案の動きから

○元老院が「35 時間労働」法案を抜本修正、「35 時間労働」の義務付けを却下(No.4920、98.3.13 号、P35)

「35 時間労働」法案は、3 月 4 日、元老院で反対多数で否決され、それに替わる対抗法案が採択された。

元老院社会問題委員会のジャン＝ピエール・フルカード委員長は、「35 時間労働」を一般的、義務的なものとする案に対して、労使間の協定による任意的なものとするというのが元老院の考え方であると説明している。

元老院における主な変更点はつぎのとおり。

- ・労使は、年間を通じて又は年間の一部について平均値として計算される週単位の労働時間を短縮するような労働時間編制とするよう協議を行う。
- ・この労使間の協定は、従業員 50 人未満の企業は 2002 年 1 月 1 日までに、それ以外の企業は 2000 年 1 月 1 日までに締結しなければならない。
- ・財政的支援策は、定額ではなく給与総額に比例させるという原則にしたがって、ロビアン法



を踏襲する形で行われる。(ただし、給与額から企業の従業員 1 人当たり社会保障負担金の限度額の 1.5 倍に相当する額、すなわち 21,000 フランを控除した額がベースとなる。)

- ・超過勤務に伴う有給の休息時間を制限する等のパートタイマー労働を制約する規定は廃止する。

マルティヌ・オーブリー雇用大臣は、元老院の修正法案を国民議会にすみやかに回付するよう求めているが、法案の原本のコピーを作成する関係で、国民議会の第 2 読会は 4 月 8 日及び 9 日頃になりそうである。

#### ○イタリアの建設業は「35 時間労働」法案に反対している(No.4920、98.3.13 号、P35)

ロマノ・プローディ首相率いるイタリア政府は、97 年 10 月の共産党との協定に基づき、本年 1 月に「35 時間労働」法案を提案した。この法案の内容はまだ流動的であるが、2001 年 1 月 1 日から従業員 15 人以上の企業について 35 時間労働に移行することを目指したものである。

この法案にはイタリア経団連自体が反対の意向を示しているが、建設業団体の ANCE も同様に反対している。イタリア経団連は、「合法的な」労働市場は非常に狭まっており、また生産性の向上も期待し得ないがゆえに、この法案で雇用が拡大するということはなく、労働コストの上昇を招くだけであるとしている。労働コストの上昇は、約 10%、年間 1,000 億フランにのぼると推計されている。労働コストの上昇は、企業の社会保障負担金の脱税的行為や闇労働市場への依存という社会的リスクを伴うことになると懸念している。

イタリア経団連のこのような一般論としての批判に対し、イタリア建設業界は、建設業に固有の問題点を指摘して、反対している。まず、35 時間労働への移行によって、気象条件や現場の突発的事故等に伴う規定上の労働時間と実際の労働時間との乖離が今以上に拡大するということを挙げている。また、工場よりも工事現場の方がより重要な意味をもつ労務資材の補給という面での影響が出るので、生産性の向上が非常に困難となる。結局は、闇労働市場への依存等による税金逃れ(現在でも売上高の 25~30%に達すると推計されている)や公正な競争の阻害ということになりかねない。建設業における労働コストは、他の業界より税控除が小さく社会保障負担は大きいので、他の分野と比べて 30~40%高くなっているのであると ANCE 会長のヴィコ・ヴァラーシ氏は述べている。このため、35 時間労働への移行に伴う新規雇用に対して 10%の課税免除が政府によって提案されていても、相当数の建設業は、新規雇用よりは超過勤務の方を選択することになるのである。ヴィコ・ヴァラーシ会長は、建設業の総労働時間の 3 分の 1 は正規の給与の形では支給されていないことから、税金逃れの額は約 260 億フラン程度(イタリア経団連推計による全産業合計の約 4 分の 1)に達するであろうと推計している。

(担当：下川)

#### IV. 米国事務所から 一連邦政府建設投資支出額と助成金支出額について—

安定した経済で好景気に沸く米国であるが、行政管理予算庁が 1998 会計年度合衆国予算教書を公表した。以下では、1994 年から 1998 年にかけての建設投資について、米国 Construction Review 誌の 1997 年秋季版に掲載された内容を紹介する。

##### 連邦政府建設投資支出額(1994 年～1998 年)

1998 会計年度の大統領予算教書によると、1997 会計年度の連邦政府建設投資支出額は、573 億ドルと見積もられる。これは、1996 会計年度の 579 億ドルのレベルから 1%減少を示している。提案されている 1998 会計年度予算は、連邦政府建設投資支出額を 3%減らして 554 億ドルにするよう要求している(表 1A 参照)。

連邦政府建設支出額は 1998 年度は減少する見通しであるものの、新規建設着工の予算権限額は、約 4%増加している(表 1B 参照)。これらの予算権限額の増加は 1998 年以降の建設支出の増加に導くかもしれない。

この予算の情報は 1997 年 1 月に準備されていた。予算は議会の承認を得ていたため、1997 会計年度の見積額はかなり信頼できるものであった。これはとりわけ建設支出については正しい。なぜなら、この金額は通常、既に着工しているプロジェクトの未成工事支出金を表わしているからである。予算権限額の見積額はより不確かである。なぜなら、この権限額は、政府が支出義務を負う前にいつでも撤回され得るからである。

1998 会計年度の予算の見積額は、主に議会が未だ同予算を議決していないため、1997 会計年度に比べ明らかに信頼性がより薄い。しかしながら、建設プログラムの 1 年間の支出予測は、ほとんどの連邦政府の建設プロジェクトの施行期間が長いいため、通常かなり正確である。予算権限額の見積額は、連邦政府の建設投資に対する政府の政策を示す有益な指標である。

##### 助成金支出額

表 2 が示すように、1995 年の連邦政府建設支出額の約 69%は、州及び地方自治体政府、また時には民間の建設投資への助成金として支出されている。これまでで、最も大きな助成プログラムは、連邦補助道路プログラム(トラスト・ファンド)で、州所有のインターステート・ハイウェイ・システムの建設に充てられている。

表 3 は、発注者別の新規公共建設発注額を示している。このデータは、“Construction Review”中の表 A-3 で定期的に公表されている。但し、1995 年の年間トータルは、ここでは 1 会計年度ベースに転換されている。連邦政府独自の発注総額(161 億ドル)は、連邦政府建設支出額(563 億ドル)と比較するとかなり少ないが、これは主に連邦政府の助成金が通常、州政府や地方自治体政府による建設に充てられるからである。そしてまた、連邦政府直轄の建設支出額のいくらかが、設計、維持及び修繕、海外建設、土地取得、並びに地方自治体政府の発注による建設に充てられている。

表 4 は、表 2 と表 3 を合成させたものである。この計測によって、連邦政府建設投資が、1995 会計年度におけるアメリカの全公共工事の 42%を占めたことが説明できる。残りの 58%は、州政府や地方自治体政府が税、使用料、ボンド、デベロッパーからの寄付金によって、財源調達し

たものであった。

### データの出典

このデータは、行政管理予算庁によって収集整理され、合衆国予算教書で毎年公表されている。1997 会計年度の予算教書では、この情報は「分析的展望」の「連邦政府投資支出及び資本予算」の中で公表されている。行政管理予算庁は、何年にもわたってこのシリーズを作成してきたが、1991 年後のデータとそれ以前のデータの比較の点で継続性に問題点がある。歴史的なデータシリーズは、予算教書の「歴史的動向」の付録の中で公表されている。多くの予算の数字があるが、このデータは 1940 年に始まるものの、それは支出ベースでしか利用できない。

表 1A. 連邦建設支出額、1994 会計年度～1998 会計年度

(単位: 百万ドル)

	1994 年 (実際)	1995 年 (実際)	1996 年 (実際)	1997 年 (見積り)	1998 年 (予算)	増減率(%) 1997 年～98 年
軍施設建設	3,248	3,654	3,398	3,111	2,942	-5%
国防省家族住宅	600	918	1,078	1,007	916	-9%
原子力防衛施設	782	248	933	698	672	-4%
ハイウェイ及び橋梁	18,435	19,216	19,653	19,645	19,653	0%
大量輸送	2,535	3,561	3,698	3,900	3,568	-9%
鉄道輸送	147	153	282	211	379	80%
航空輸送	1,674	1,844	1,675	1,575	1,446	-8%
水上輸送	135	97	125	117	116	-1%
コミュニティ開発包括補助金	3,651	4,333	4,545	4,837	4,641	-4%
その他のコミュニティ及び地域開発	1,124	1,254	1,530	1,805	1,495	-17%
汚染管理及び除去	3,505	4,012	3,668	3,499	3,752	7%
水資源	2,168	2,253	2,318	2,334	1,869	-20%
連邦刑務所システム	399	420	486	309	393	27%
住宅補助	5,350	6,425	6,757	7,216	6,963	-4%
一般科学、宇宙及び技術	541	573	611	487	423	-13%
エネルギー	1,919	2,961	1,918	1,378	1,147	-17%
退役軍人病院及び医療	1,230	1,294	1,404	1,316	1,465	11%
郵便事業	629	996	1,138	1,063	1,251	18%
連邦建築物基金	726	1,008	1,478	1,418	1,175	-17%
国際関係	301	307	279	265	230	-13%
その他の建設プログラム	887	801	917	1,118	925	-17%
連邦建設支出合計	49,988	56,328	57,891	57,309	55,417	-3%

(出典: 合衆国予算書、1995 会計年度～1998 会計年度)

表1B. 連邦建設投資に対する新規予算権限額、  
1994会計年度～1998会計年度

(単位:百万ドル)

	1994年 (実際)	1995年 (実際)	1996年 (実際)	1997年 (見積り)	1998年 (予算)	増減率(%) 1997年～98年
軍施設建設	3,787	2,623	2,815	3,220	2,519	-22%
国防省家族住宅	842	592	1,016	1,017	679	-33%
原子力防御施設	767	237	839	771	2,357	206%
ハイウェイ及び橋梁	21,589	20,964	17,884	21,973	22,304	2%
大量輸送	3,741	3,721	3,517	4,828	4,971	3%
鉄道輸送	258	212	119	244	434	78%
航空輸送	3,190	111	1,606	2,284	2,395	5%
水上輸送	114	100	129	137	120	-12%
コミュニティ開発包括補助金	5,050	4,819	4,650	4,600	4,600	0%
その他のコミュニティ及び地域開発	1,609	1,547	1,351	1,379	1,408	2%
汚染管理及び除去	3,724	3,228	3,637	3,797	4,564	20%
水資源	2,707	1,827	1,878	2,068	2,312	12%
連邦刑務所システム	434	282	245	310	149	-52%
住宅補助	7,646	6,066	5,664	4,655	5,052	9%
一般科学、宇宙及び技術	540	389	423	349	338	-3%
エネルギー	1,894	2,939	1,827	1,292	1,183	-8%
退役軍人病院及び医療	1,332	1,234	1,113	1,230	1,358	10%
郵便事業	1,012	1,004	1,132	1,870	1,376	-26%
連邦建築物基金	-	-	-	-	-	
国際関係	180	219	157	218	200	-8%
その他の建設プログラム	587	562	951	908	953	5%
連邦建設支出合計	61,003	52,676	50,953	57,150	59,272	4%

(出典:合衆国予算書、1995会計年度～1998会計年度)

表2. 1995会計年度の連邦建設投資支出額(支出形態別)

	支出額(億ドル)	構成比(%)
助成金	388	69%
連邦直轄	175	31%
連邦合計	563	100%

表3. 1995会計年度の公共建設支出額(発注者別)

	支出額(億ドル)	構成比(%)
連邦	161	12%
州及び地方自治体	1,191	88%
公共合計	1,351	100%

表4. 1995会計年度の公共建設支出額(負担者別)

	支出額(億ドル)	構成比(%)
連邦支出	563	42%
州、地方自治体及びその他	788	58%
合計	1,351	100%

表A3-1 アメリカの新規公共建設支出

(単位:百万ドル)

年月	合計			建築物									
	合計	連邦	州及び地方自治体	住宅及び再開発		産業		教育		医療		その他建築	
				連邦	州及び地方自治体	連邦	州及び地方自治体	連邦	州及び地方自治体	連邦(1)	州及び地方自治体(2)		
1992年	115,847	14,376	101,471	161	3,977	1,876	30	20,617	757	2,626	3,141	16,801	
1993年	120,150	14,424	105,726	236	4,619	1,718	21	22,082	906	2,760	2,814	16,916	
1994年	127,055	14,356	112,699	446	4,801	1,465	26	23,430	851	3,089	2,354	17,467	
1995年	136,883	15,735	121,148	580	5,576	1,510	27	25,582	1,035	3,305	2,900	19,277	
1996年	141,132	14,920	126,212	637	4,780	1,414	12	28,172	1,087	3,587	2,982	20,747	
1996年1月	8,884	1,194	7,689	49	438	105	1	1,841	71	285	263	1,463	
2月	8,286	1,170	7,116	43	368	107	-	1,751	110	268	216	1,280	
3月	9,027	1,263	7,764	45	361	129	1	1,930	113	271	217	1,412	
4月	10,505	1,203	9,302	56	365	122	1	2,102	80	286	206	1,562	
5月	12,056	1,310	10,746	60	444	130	1	2,262	136	284	233	1,788	
6月	12,815	1,271	11,544	52	388	132	1	2,465	75	329	267	1,769	
7月	13,696	1,254	12,442	64	408	130	1	2,755	87	288	247	1,830	
8月	14,245	1,181	13,063	49	377	133	1	3,066	67	289	219	1,976	
9月	14,652	1,678	12,974	60	398	185	1	2,719	104	353	338	1,916	
10月	14,102	1,019	13,083	46	446	60	2	2,631	63	339	225	1,997	
11月	12,530	1,262	11,268	61	421	91	2	2,467	76	286	285	1,992	
12月	10,335	1,116	9,219	51	366	88	-	2,185	106	310	267	1,764	
1997年1月	8,387	1,122	7,265	71	264	90	-	1,653	127	274	211	1,618	
2月	8,489	1,090	7,399	58	279	79	2	1,682	135	260	223	1,609	
3月	9,375	1,213	8,162	52	293	88	4	1,796	98	296	230	1,690	
4月	10,483	1,197	9,287	50	325	114	1	1,923	89	343	237	1,749	
5月	11,595	1,238	10,357	49	369	74	1	2,015	98	290	229	1,727	
6月	12,809	1,227	11,581	59	330	94	2	2,338	116	322	243	1,834	
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
96年-97年累計増減率(%)	-1%	-4%	0%	11%	-21%	-26%	100%	-8%	13%	4%	-2%	10%	

表A3-2 アメリカの新規公共建設支出続き

(単位: 百万ドル)

年	その他構造物												
	ハイウェイ及び街路		軍		自然保護及び開発			下水道		上水道		その他非建設	
	連邦	州及び地方自治体	連邦	州及び地方自治体	連邦	州及び地方自治体	連邦	州及び地方自治体	連邦	州及び地方自治体	連邦(3)	州及び地方自治体(4)	
1992年	220	32,886	2,502	4,533	1,419	9,663	5,162	8,320	1,157	1,722	2,176	10,416	
1993年	338	34,003	2,453	4,217	1,692	9,354	5,373	8,928	1,722	2,181	1,959	10,041	
1994年	344	37,327	2,318	4,376	1,994	10,081	5,388	9,122	2,176	2,181	1,959	10,041	
1995年	333	37,826	3,002	4,176	2,213	10,869	6,085	10,416	2,181	2,181	1,959	10,041	
1996年	n.a.	39,082	2,878	3,628	2,125	11,256	6,421	10,041	1,959	1,959	1,959	10,041	
1996年1月	n.a.	1,702	278	253	129	748	380	705	160	160	160	705	
2月	n.a.	1,690	267	237	141	696	398	524	177	177	177	524	
3月	n.a.	1,832	286	284	147	770	417	626	172	172	172	626	
4月	n.a.	2,525	252	326	153	925	558	827	141	141	141	827	
5月	n.a.	3,328	261	332	162	987	551	941	127	127	127	941	
6月	n.a.	3,825	262	325	178	965	576	1,050	123	123	123	1,050	
7月	n.a.	4,393	202	334	195	945	576	1,053	156	156	156	1,053	
8月	n.a.	4,452	203	322	206	1,113	557	1,027	147	147	147	1,027	
9月	n.a.	4,738	265	438	209	1,084	599	959	248	248	248	959	
10月	n.a.	4,647	184	224	234	1,202	701	887	179	179	179	887	
11月	n.a.	3,412	211	286	209	1,008	622	851	221	221	221	851	
12月	n.a.	2,538	207	266	162	814	488	593	109	109	109	593	
1997年1月	n.a.	1,620	199	271	140	655	419	624	132	132	132	624	
2月	n.a.	1,649	170	249	136	643	426	716	150	150	150	716	
3月	n.a.	2,001	192	275	168	719	501	699	252	252	252	699	
4月	n.a.	2,727	188	225	190	790	474	766	260	260	260	766	
5月	n.a.	3,503	214	288	156	873	499	927	245	245	245	927	
6月	n.a.	4,177	221	257	177	890	502	1,011	191	191	191	1,011	
7月	n.a.												
8月	n.a.												
9月	n.a.												
10月	n.a.												
11月	n.a.												
12月	n.a.												
96年-97年累計増減率(%)		5%	-26%	-11%	6%	-10%	-2%		37%			1%	

出典: 商務省国勢調査部  
 (1) 連邦庁舎、刑務所、裁判所、宇宙施設、郵便施設等を含む。  
 (2) 一般庁舎、刑務所、警察署及び消防署、裁判所、旅客ターミナル、市民センター等を含む。  
 (3) 連邦空港施設、魚類及び野生動物保護施設、退役軍人墓地等を含む。  
 (4) 屋外娯楽及びレクリエーション施設、発電所、輸送機関、飛行場、屋外駐車場等を含む。